附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三十三条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第百三十条第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項の指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めることができる。

２　厚生労働大臣は、前項の規定により指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

３　第一項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日（附則第四条において「施行日」という。）において第百三十条第一項及び第二項の規定により定められた指針とみなす。

（特定就労継続支援を行う組合の特例）

第三条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十四項に規定する就労継続支援に係る同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス又は同法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービス（以下この条において「特定就労継続支援」という。）を行う組合については、当分の間、特定就労継続支援を受ける者は、第八条第二項に規定する組合の行う事業に従事する者の総数に占める組合員の数の割合の算定の基礎となる組合の行う事業に従事する者及び組合員に算入しない。

（組織変更）

第四条　この法律の施行の際現に存する企業組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第四号に掲げる企業組合をいう。以下同じ。）又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）は、施行日から起算して三年以内に、その組織を変更し、組合になることができる。

（企業組合の組織変更計画の承認等）

第五条　企業組合は、前条に規定する組織変更（以下単に「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

２　前項の場合においては、中小企業等協同組合法第五十三条に規定する議決によらなければならない。

３　第一項の総会の招集に対する中小企業等協同組合法第四十九条第一項の適用については、同項中「十日」とあるのは「二週間」と、「事項」とあるのは「事項、組織変更計画の要領及び組織変更後の労働者協同組合の定款」とする。

４　企業組合の組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　企業組合の組織変更後の組合（以下この条から附則第十三条までにおいて「組織変更後組合」という。）の事業、名称及び事務所の所在地

二　前号に掲げるもののほか、組織変更後組合の定款で定める事項

三　組織変更後組合の理事の氏名

四　組織変更後組合の監事の氏名（組織変更後組合が監査会設置組合である場合にあっては、その旨）

五　組織変更をする企業組合の組合員が組織変更に際して取得する組織変更後組合の出資の口数又はその口数の算定方法

六　組織変更をする企業組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項

七　組織変更がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）

八　前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

（企業組合の組織変更の議決の公告等）

第六条　企業組合が、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内に、議決の内容及び貸借対照表を公告しなければならない。

２　組織変更をする企業組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一　組織変更をする旨

二　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

４　前項の規定にかかわらず、組織変更をする企業組合が同項の規定による公告を、官報のほか、中小企業等協同組合法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

５　債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、組織変更について承認をしたものとみなす。

６　債権者が第三項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする企業組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（企業組合の組織変更に反対する組合員の持分払戻請求権）

第七条　組織変更をする企業組合の組合員で、附則第五条第一項の総会に先立って当該企業組合に対し書面をもって組織変更に反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、効力発生日に当該企業組合を脱退することができる。

２　中小企業等協同組合法第二十条から第二十二条までの規定は、前項の規定による組合員の脱退について準用する。この場合において、組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

３　前項の場合には、効力発生日を中小企業等協同組合法第二十条第二項に規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

（企業組合の組合員への出資の割当て）

第八条　組織変更をする企業組合の組合員（前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後組合の出資の割当てを受けるものとする。

２　前項の出資の割当ては、組織変更をする企業組合の組合員の出資口数に応じてしなければならない。

（準備金として計上すべき額等）

第九条　企業組合の組織変更に際して準備金として計上すべき額その他企業組合の組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（質権の効力等）

第十条　企業組合の持分を目的とする質権は、附則第七条第一項の規定による請求（第三項の規定により当該請求をしたものとみなされる場合を含む。）に係る払戻しによって組合員が受けることのできる金銭について存在する。

２　企業組合は、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内に、その旨を当該企業組合の持分を目的とする質権を有する者で知れているものに各別に通知しなければならない。

３　組織変更をする企業組合の組合員で、当該企業組合の持分を目的とする質権を設定しているものが、附則第七条第一項に規定する期間内に同項の規定による請求をしないときは、当該期間の末日に当該請求をしたものとみなす。

（企業組合の組織変更の効力の発生等）

第十一条　組織変更をする企業組合は、効力発生日に、組合となる。

２　組織変更をする企業組合の組合員は、効力発生日に、附則第五条第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後組合の組合員となる。

３　前二項の規定は、附則第六条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

（企業組合の組織変更の届出）

第十二条　企業組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を中小企業等協同組合法第百十一条第一項（第五号に係る部分に限る。）に規定する行政庁に届け出なければならない。

２　第二十七条の規定は、企業組合が組織変更をしたときについて準用する。

（企業組合の組織変更事項を記載した書面の備置き等）

第十三条　組織変更後組合は、附則第六条に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、効力発生日から六月間、主たる事務所に備え置かなければならない。